

質屋古物商等報償要綱の制定について（通達）

昭和 41 年 5 月 15 日

熊捜一第 2016 号

〔沿革〕 昭和 51 年 11 月熊捜一第 7427 号、平成 19 年 3 月熊警第 277 号改正

【概 要】

本通達は、盗品の回復、強窃盗犯人の検挙など犯罪捜査に功労があり、かつ、それにより損害を受けた質屋、古物商などに対する報償を行うため、必要な事項を定めた「質屋古物商等報償要綱」と運用上の留意事項を定めたものである。